

## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会29-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督					
施策の概要	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行う。					
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を支援する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	63.7	263.6	1,330.6	1,175.8
		補正予算(b)	75.0	-	-	-
		繰越し等(c)	-24.0	74	11.9	
		合計(a+b+c)	114.7	338.0	1,342.5	
	執行額(百万円)	72.3	301.2	1,164.3		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			29年度	
測定指標	ガイドラインに関する説明会の対応	<p>○個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、地方公共団体等に対し、特定個人情報の取扱いに関する検査の結果を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会等を開催した。</p> <p>○また、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、特定個人情報安全管理措置セミナーを開催した。</p>	-	
	相談・問合せの対応	<p>○相談・問合せが多かった事項を踏まえてQ&amp;Aの追加・更新を行い、ウェブサイトに掲載するなど、広く情報提供を行った。</p> <p>○マイナンバーに関する不審な情報をウェブサイト上に掲載し、広く注意喚起を図った。</p>	-	
	監視・監督体制の整備状況	<p>○行政機関、地方公共団体及び事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるようQ&amp;Aの追加・更新を行った。</p> <p>○また、立入検査の実施等により把握した実態を踏まえ、システムセキュリティ面に限らず、広く特定個人情報の取扱状況を実地に確認することが重要であるとの観点から、地方公共団体に対し、試行的に検査項目を絞った立入検査を新たに実施した。</p>	-	達成
	ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	<p>○「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」や「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」、地方公共団体等向けの規程類の雛形をウェブサイト公表するとともに、地方公共団体職員向けに、マイナンバー理解度テスト等の資料を提供するなど、参考となる資料を広く情報提供した。</p>	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成)  (判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、広く寄せられた問合せなどを踏まえ、ガイドラインのQ&Aの更新及び委員会ウェブサイト上での注意喚起を行うとともに、これらの内容を更に説明会等で周知を図ったことにより、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための情報提供を行うことができたため。
	施策の分析	安全管理措置の適切な実施等、特定個人情報の適正な取扱いについて広く周知されるよう、「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」や「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」、地方公共団体等向けの規程類の雛形等を作成し、説明会での説明やウェブサイトへの掲載に活用するなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。 ガイドライン及びQ&Aについて、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る上では、広く発信すべき情報を今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるよう、ガイドライン及びガイドラインQ&A等の改正や情報提供を行う必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 行政機関、地方公共団体及び民間事業者等からの相談・問合せ対応を踏まえ特定個人情報の取扱いに関する周知・情報発信するとともに、定期的な検査や定期的な報告の実施等、特定個人情報の監視・監督をより一層図る。 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	平成29年8月8日に行われた平成29年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「システムにおけるセキュリティの確保については、専門的な知見が必要なことから、『政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針』に沿って委員会事務局としても必要な人材の育成・確保を積極的に行うべき。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。)</li> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)</li> <li>・「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&amp;A」</li> <li>・平成29年度個人情報保護委員会年次報告</li> <li>・平成29年度検査計画</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------

## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会29-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用					
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。</p> <p>個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護評価に関する規則及び指針に基づき、評価実施機関が適切に保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。</li> <li>・マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにする。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	50.0	33.5	33.5	103.5
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	50.0	33.5	33.5	
執行額(百万円)	30.1	33.2	32.4			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	-	達成
		-	-	9,307件	25,210件	16,093件	18,205件	-	
	年度ごとの目標値								
	マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	-	達成
-		-	52万件	187万件	121万件	77万件	-		
年度ごとの目標									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)	平成26年度には評価実施機関より9,307件の評価書が公表され、平成27年度に25,210件、平成28年度には16,093件、平成29年度には18,205件の評価書が公表された。評価実施機関は、平成28年1月の個人番号利用開始までに、保護評価を実施し、その後、見直しを行い、修正や再実施を行っていることから、評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数は28年度には減少したが、29年度には再度増加している。また、マイナンバー保護評価Webによって国民がインターネットで評価書を閲覧・検索できるようになり、国民の信頼性確保に資しているところ、平成29年度には約77万件ものアクセスがあり、相当程度定着したものと考えられる。
	施策の分析		評価実施機関は、平成28年1月の個人番号利用開始までに、保護評価を実施し、その後、見直しを行い、修正や再実施を行っていることから、評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数は28年度には減少したが、29年度には再度増加している。また、マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数が約77万件にも達していることは、評価実施機関による保護評価の実施が確実に進められ、国民による評価書の閲覧が十分にできていることを示している。 評価実施機関による評価書の公表や、多くの国民が評価書を閲覧していることは、保護評価制度が適切に運用されていることを示しており、これにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保するという目標を達成していると考えられる。 したがって、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの整備を行うという手段は、施策の目標を達成するうえで適当な手段であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第2項に基づき、必要な変更等を行った指針等を踏まえた保護評価の実施が円滑に行われるよう評価実施機関に対し周知する。また、評価実施機関が適切な保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。 併せてマイナンバー保護評価システムを使っての評価書の提出や公表の支援を行うとともに、評価実施機関に適切に指導・助言を行う。また、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修などにより、評価実施機関及び国民にとって、さらに利便性の高いシステムを運営していく。 評価実施機関による評価書の公表件数やマイナンバー保護評価Webへのアクセス件数は継続して確認していくべきであり、今後も施策の目標達成度を測る指標として注視していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成29年8月8日に行われた平成29年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、総合評価方式の採用など、質の確保を図る工夫も必要。」 「現在、政府においては、国民の信頼に値する効率的な行政を実現する取組として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMを推進する取組が進められようとしている。委員会においても、こうした取組に留意しつつ所要の体制を整備するなどの取組を進めていく必要がある。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日) ・特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日) ・特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日)
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------

## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会29-③)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発					
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報保護に関する国民や関係機関の理解の向上を図るための、個人情報保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					
達成すべき目標	・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いに関するパンフレット等を作成・配布。 ・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いについての広報・啓発活動を実施。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	92.9	37.5	55.2	90.9
		補正予算(b)	53.0	81	-25.9	-
		繰越し等(c)	-53.0	58.8	-	
		合計(a+b+c)	92.9	176.9	29.3	
執行額(百万円)	81.0	155	17.2			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			ウェブサイトへのアクセス件数の増加	達成
ウェブサイトの充実(アクセス件数)		ウェブサイトにおいて、委員会会議に関する資料、委員会規則、指針・ガイドライン及びそれらの解説・Q&A並びに研修用資料(中小企業事業者、PTA等団体向け)を掲載する等、積極的に情報発信を行った。 また、ウェブサイトにも中小企業向け及び消費者向けのサイトを構築した。 これに伴い、アクセス件数は増加した。 800,953件(28年度) → 901,492件(29年度)	毎年度	達成
説明会の対応回数		事業者及び地方公共団体等が主催する説明会等への講師派遣を通じて、個人情報に関する説明を行った。 240回(28年度) → 222回(29年度) * 28年度と比較すると減少しているが、28年度は改正法全面施行(29年5月30日)前ということから集中して説明会が開催されたためであり、決して29年度が少ないわけではない。	毎年度	達成
ウェブサイトの充実(コンテンツの充実)		事業者を対象としたパンフレット「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン」、小学高学年を対象とした「子どものための個人情報保護法ハンドブック」、消費生活センター相談員を対象とした「個人情報に係る相談処理マニュアル」の配布を行った。 委員会ウェブサイトにも中小企業事業者向けサイトや消費者向けサイトを開設した。	毎年度	達成
			適時適切な周知と資料への反映等	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)  (判断根拠) ・広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、幅広い層に向けた、ウェブサイトの充実、パンフレットの作成や説明会への講師派遣等により、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。
	施策の分析	委員会発足以降、ウェブサイト等の広報媒体の作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用した説明を並行して行った。また、説明会等での質問・意見等も踏まえ、適宜ニーズに応じたコンテンツの充実を図り、幅広い層に向けた広報に取り組んだ結果、個人情報保護制度やマイナンバー制度についての国民の認知向上につながった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 広報・啓発については、改正個人情報保護法の全面施行を受け、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組むこととする。 【測定指標】 測定指標については今期のものを継続し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成29年8月8日に行われた平成29年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、個人情報保護法改正に伴い規則・ガイドライン等を策定したところであるが、策定後は、特に中小規模事業者の総数を鑑みると、中小規模事業者に向けた制度の周知・徹底をさらに推進していくべきである。また、先を見据えた取組として国民向けの制度の周知・徹底の推進についても重要である。とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成29年度個人情報保護委員会年次報告(説明会の実施状況) ・ウェブサイトのアクセス件数に係る資料
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------

## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会29-④)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議等への出席及び各国の個人情報保護当局との情報交換を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	92.9	37.5	31.6	163.6
		補正予算(b)	53.0	81	121.8	-
		繰越し等(c)	-53.0	58.8	-71.5	
		合計(a+b+c)	92.9	176.9	81.9	
執行額(百万円)	81.0	155	71.5			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	国際会議への出席及び海外の機関等への往訪件数	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			国際会議への参加(データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、OECD、APPA等)及び関係機関への訪問(フランス共和国、英国、ドイツ連邦共和国等)により海外の動向を把握するとともに、各国の執行機関等との協力関係を構築した。	毎年度	達成
			25件(28年度)→47件(29年度)	海外の動向の把握・国際機関との関係構築	
	在京大使館等への往訪件数	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			在京日本大使館等(駐日英国大使館、駐日イタリア大使館等)への訪問により海外の動向を把握するとともに、各国の執行機関等と協力関係を構築するための取組を推進した。	毎年度	達成
			3件(28年度)→8件(29年度)	海外の動向の把握・国際機関との関係構築	
	海外の機関による来訪件数	/	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			海外の機関(欧州委員会司法総局、米国商務省等)からの来訪により海外の動向を把握するとともに、各国の執行機関等との協力関係を構築した。	毎年度	達成
			7件(28年度)→11件(29年度)	海外の動向の把握・国際機関との関係構築	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)  (判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、国際会議への参加等により海外の動向把握や関係機関との情報交換を実施した結果、目標達成の前提となる、海外関係機関の当委員会及び我が国の制度に関する認知向上が相当程度進捗したため。
	施策の分析	世界のデータ保護機関や関係機関等に対して二国間・多国間の双方の場で、当委員会の概要や我が国の個人情報保護制度等について説明を行い、各国の状況を聴取する等の情報交換・交流を行った結果、各国の関係機関等において当委員会に関する認知度が高まり、協力関係の構築につながった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き各国との情報交換や個人情報保護制度を取り巻く最新の国際情勢の把握に取り組むとともに、関係機関との更なる協力関係の構築を図ることとする。 【測定指標】 測定指標については今期のものを継続し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>平成29年8月8日に行われた平成29年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「個人情報の国境を越えた流通が拡大する中、個人情報の保護を図りつつその国際的な流通が円滑に行われるための環境整備が必要となっているところである。このため国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行機関等との協力関係を構築することは非常に有益であり、現在推進しているEUとの相互協力関係構築と同様の取組を横展開して今後も推進していくべき。」</p> <p>「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、総合評価方式の採用など、契約内容に応じた適正な調達手続を行うなど、質の確保を図る工夫が必要。」とのコメントがあった。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成29年度個人情報保護委員会年次報告(付章11及び12)
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	---------



## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会29-⑤)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法の施行状況調査を実施し、施行状況の概要を公表、配布</li> <li>「個人情報保護法相談ダイヤル」による、問い合わせへの効果的かつ効率的な対応</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	46.0	33.1	147.7	127.5
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-4.5	-32.7	
		合計(a+b+c)	46.0	28.6	115.0	
執行額(百万円)		41.0	15.7	80.4		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標			施策の進捗状況(実績)		目標	達成
					30年度	
測定指標	施行状況調査の実施及び公表、配布		平成29年11月に施行状況調査の結果を個人情報保護委員会のHPにて公表するとともに、関係機関に対して周知した。	-		達成
	「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数		平成29年度に、23,504件の問合せ対応を実施した。	-	目標 毎年度	
			パーソナルデータの利活用に関連して「個人情報保護法相談ダイヤル」にて「匿名加工情報」に関する問い合わせ全724件に対応した。	-	目標 毎年度	
			民間企業からの相談結果等を踏まえた事例集の公表	平成30年6月に事例集を公表した。	-	

評価結果	(各行政機関共通区分)	②(目標達成)
	(判断根拠)	改正個人情報保護法の施行に伴い、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための各種取組みを行い、その施行状況を公表した。また、公表した上記の事例集では具体的な留意点・事例等を示した。さらに、「個人情報保護法相談ダイヤル」において、個人情報保護法の解釈等に関する問合せに回答し、苦情や通報に対しては必要に応じあっせんや指導を行った。
	(判断根拠)	改正個人情報保護法の円滑な施行のための各種取組み(個人データの漏えいや不適切な取扱いに対する監督、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進等)の施行状況や、上記事例集を公表することにより、個人情報等の適切な取扱いを確保した。また、「個人情報保護法相談ダイヤル」に寄せられた相談に対しては、相談者等が可能な限り納得感を得られるよう、丁寧な説明及び対応を行った。これらの取組みにより、個人情報保護法の理解を促進し、個人情報の保護及び利活用をより一層促進することができたと考えられる。
(判断根拠)	施策については、改正個人情報保護法の全面施行を踏まえて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組みを実施することとする。  測定指標については、認定個人情報保護団体の認定件数、匿名加工情報の作成件数、民間の自主的取組の活性化に向けた支援を指標として設定することで、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。	次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見の活用	平成29年8月8日に行われた平成29年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「国民からの問い合わせ、重大な問題や相談に対応する相談窓口が重要であり、これらに積極的に対応すべく、事例の蓄積(データベース化)等を含めた体制の強化が必要であり早期に検討すべきである。」 「また、複数回に重なる相談・質問等に関してQ&Aを作成し、HPや窓口において周知することにより広く理解を得るよう対応すべき。」 「個人情報保護法改正に伴い規則・ガイドライン等を策定したところであるが、策定後は、特に中小規模事業者の総数を鑑みると、中小規模事業者に向けた制度の周知・徹底をさらに推進していくべきである。また、先を見据えた取組として国民向けの制度の周知・徹底の推進についても重要である。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	---------